

三条市避難所検討結果



見直しの経緯



「命を守る」避難所のあり方



「暮らしを支える」避難所のあり方

目 次



見直しの経緯 … P2



「命を守る」避難所のあり方

- 1 基本的な考え方 … P3
- 2 選定基準 … P4～P6
- 3 選定方法 … P7
- 4 開設・運営方法 … P8
- 5 物資及び機能 … P9～P10



「暮らしを支える」避難所のあり方

- 1 基本的な考え方 … P11
- 2 一般の避難者への対応 … P11
- 3 特別な配慮を要する避難者への対応
…P12



見直しの経緯

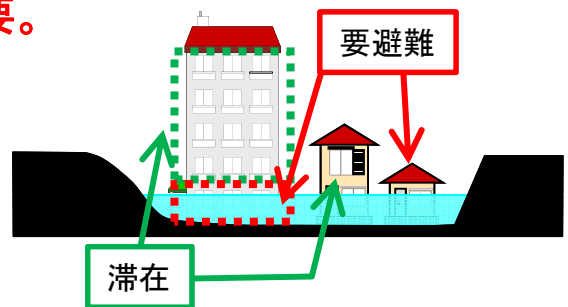
7. 29水害の発生を受けて……

7. 29水害の検証から、避難の段階で道路の浸水が始まっていたり、地区によっては公共施設避難所までの距離が遠いなどの課題が浮かび上がった。

浸水した状況の中を避難することは危険であり、自宅の2階以上などの安全な場所に避難できる場合は、無理に避難所まで避難せず、垂直避難による自宅滞在を選ぶことも重要。

課題

- 自宅が1階建ての場合は、他の場所に避難する必要がある。
- 避難所での避難が長期化した場合の対応



三条市避難所検討委員会※を設置し、現在市が指定している公共施設避難所を市民の安全を守るために適した施設選定となるよう見直すとともに、緊急の場合に一時的に駆け込むことができる民有施設を活用し、避難の選択肢を広げることにについて検討した。

併せて、避難所での避難が長期化した場合の対応についても検討した。

※三条市避難所検討委員会について

避難所の見直し検討にあたっては、行政だけで考えるのではなく関係者から広く様々な意見をいただいた中で検討したいことから、自治会長や民生委員、関係団体の代表者で構成する避難所検討委員会を設置し、避難所の選定基準を始め、選定方法や開設・運営方法等について検討した。

【検討メンバー】

自治会長

自主防災組織

ボランティア団体

民生委員

社会福祉協議会

商工会議所

防災対策総合アドバイザー（群馬大学大学院災害社会工学研究室）



「命を守る」避難所のあり方

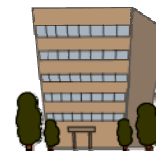
1 基本的な考え方

災害の種類や進展状況に応じて、避難施設の選定に係る基準を定めた。今後、その基準に基づき、ふさわしい構造や立地等の条件を備えた避難施設を選定していくこととする。

・災害の種類 … 豪雨(洪水・土砂災害)、地震

さらに、災害の進展状況に応じた適切な避難ができるよう、次のとおり避難施設を「緊急避難場所」と「避難所」に区分した。

□緊急避難場所とは



災害の危険から**緊急的**に身を守るため一時的に避難するための避難場所

例) 水害であれば高い建物、地震であれば広い敷地など

地域の**民有施設**を活用することで、**公共施設の避難所まで行くことができない緊急時**の避難先を増やすことができる。また、住民が自分たちの地域の避難に適した緊急避難場所を選定することで、地域特性に応じた避難が可能になる。

□避難所とは



自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごすための避難施設

原則として学校などの公共施設とする。緊急避難場所に避難した人は、公共施設の避難所に移動できるようになった段階で、中長期滞在が可能な公共施設の避難所に避難してもらう。



「命を守る」避難所のあり方

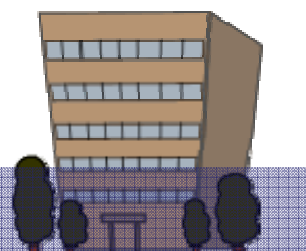
2 選定基準

浸水した街の中を避難のために移動したり、震災時に倒壊のおそれのある建物に逃げ込むことは危険である。また、土砂災害に対してはいち早く危険な区域から避難することが第一であるが、区域内に緊急的に身を守るための建物がある場合は、緊急的にそこに避難することができる。

◆豪雨

建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、三条市豪雨災害対応ガイドブックを参考に、河川（信濃川、五十嵐川、刈谷田川）が氾濫しても建物全部が浸水または損壊しない施設を選定する。

たとえば、1、2階が浸水してしまっても、**高い建物**や**上層階**などであれば、**緊急避難場所**になり得る。



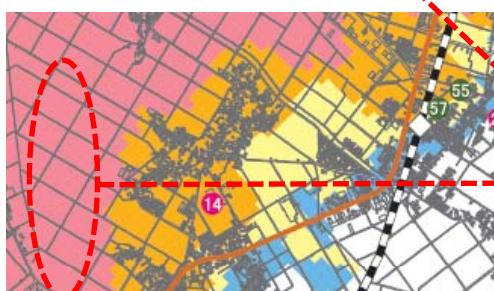
【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準（豪雨）】



逃げどきマップでの表示の説明

赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク …2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。



逃げどきマップでの表示※	鉄骨・鉄筋造		木造
	2階建て	3階建て以上	2階建て以上
● 赤色囲い	△	△	×
● ピンク	×	○	×
上記以外の地域	○	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

※必ずしも逃げどきマップ上の表示に該当していなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所にある施設については、極力指定を避けることとする。



「命を守る」避難所のあり方

◆土砂災害

土砂災害については、第一に、土砂災害の危険のない区域へすみやかに避難することが必要である。しかし、安全な区域が遠方にあり、避難に時間的余裕のない場合、緊急的に身を守るための避難施設があれば、そこに避難することで身を守れる場合がある。

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内で緊急避難場所を選定しようとする場合は、三条市豪雨災害対応ガイドブックや三条市の各地区土砂災害ハザードマップを参考に、土砂災害により建物が損壊しない施設を選定する。

【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準(土砂災害)】

土砂災害に関する区域の説明

土砂災害危険箇所

…土砂災害による被害のおそれのある箇所(土石流危険区域、がけ崩れ危険区域、山崩れ危険区域、地すべり危険区域)。ただし、法律で開発行為等が規制されるものではない。

土砂災害警戒区域

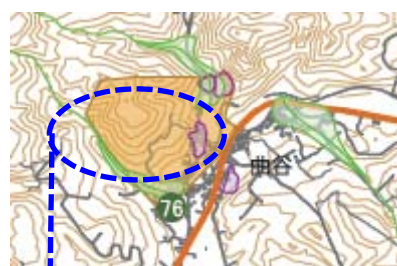
…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる地域

土砂災害特別警戒区域

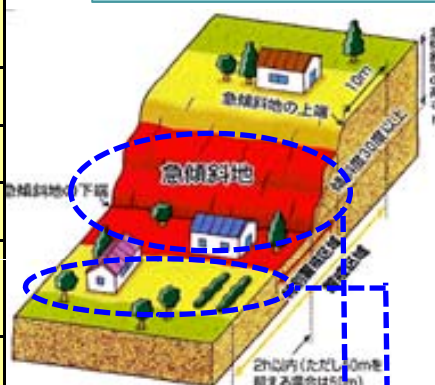
…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土砂災害危険箇所

-  土石流危険区域
-  がけ崩れ危険区域
-  山崩れ危険区域
-  地すべり危険区域



土砂災害特別警戒区域



	鉄骨・鉄筋コンクリート造	木造
	2階建て以上	2階建て以上
●土砂災害危険箇所	△	×
●土砂災害警戒区域	△	×
●土砂災害特別警戒区域	△	×
上記以外の地域	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可



「命を守る」避難所のあり方

◆震災

震災に対しては、第一に、発災直後に各自が身を守るための備え（自宅内における家具の転倒防止措置、ヘルメットや防災ずきん等の準備）が重要であり、避難所への避難は身の安全を十分確保した後でなければならない。



このことを前提とした上で、震災時には、屋内と屋外への避難を考える。

屋内の場合は、倒壊や損壊のリスクを抑え、避難所の安全安心を確保するため、原則として耐震性のある公共施設を避難所に指定する。

屋外の場合は、公園や広場などの活用が考えられるが、降雨や気温の変化による避難生活への影響を考慮し、あくまで緊急的に避難し、一時的に滞在する場所として緊急避難場所を選定する。



「命を守る」避難所のあり方

3 選定方法

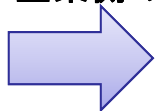
公共施設については、市が選定基準に基づき、既存の施設をすべて含めた中で、適切な施設を選定する。

民有施設については、市が直接企業等に対し協力を呼びかける方法と、市が提示した選定基準に基づき、自治会が自分たちで地元の企業等から施設の使用許可を得る方法の二種類ある。

1 市が、広報手段等を通じて企業に対し、避難施設としての協力について募集をかける。

- ・商工会議所に依頼し、会員企業等に広く周知
- ・ホームページ
- ・報道発表

企業側のメリット



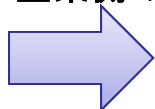
社会的貢献企業としてのイメージ戦略につながる！

2 自治会と市が連携し、地元で災害時の避難に利用できる施設を選定し、企業から利用許可を得る。その際には、公共施設避難所への避難ができない緊急時に限り、施設を使用することを企業側に明確に伝える。

なお、緊急避難場所としての利用許可を得られた施設については、自治会から市に情報提供をいただくことにより、市が自治会にステッカーを配付する。

自治会は、選定した避難施設に対し、そこが緊急避難場所であることが明示できるよう、ステッカーを施設の見やすい所に貼ってもらうよう依頼する。

企業側のメリット



社会的貢献企業としてのイメージ戦略につながる！

+

地域側のメリット



より地域の実態に即した避難が可能となり、自助・共助の意識の高揚につながる！

※ただし、どちらの方法によっても、民有施設の使用に係る対価の支払いや補償等はない。



「命を守る」避難所のあり方

4 開設・運営方法

民有施設を緊急避難場所として開設する場合

【民有施設】



緊急避難場所としての施設は、自治会または施設管理者が開設する。開設者の役割としては、施設の開錠、建物内の安全な場所への誘導を含めた避難者の受入れ、必要に応じて行う市本部との連絡調整がある。

【避難者の緊急受入れ】

【開設】

どのタイミングで開設するかは、自治会と施設管理者との取り決めによる。

ただし、基本的に公共施設への避難ができない
緊急時に限り施設を使わせてもらうこととする。

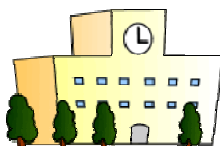
【閉所】

避難者が公共施設の避難所へ移動できるようになった時

公共施設を避難所として開設する場合

※この場合の公共施設は、第1次、第2次、その他避難所に指定されている施設を指す。

【公共施設】



避難所としての施設は、基本的に市職員が開設するが、実際の運営については、状況に応じて市職員だけでなく、地域の住民からも協力してもらう。

【避難所の運営業務の例】

情報提供（掲示物、チラシの貼付等）、物資・食料の提供、施設衛生管理（ごみの管理、清掃等）、避難所の見回り（避難者の要望聞き取り等）

【運営】

【開設】

第2次配備（第1次避難所開設※）または第3次配備（第2次避難所開設、必要に応じてその他避難所開設）に移行した時

※震災時は震度5弱以上の地区のみ第2次避難所開設

【閉所】

避難者が自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになった時



「命を守る」避難所のあり方

5 物資及び機能

(1) 住民自身や地域が備えるもの

自宅から避難所までの避難の際に必要なもの、避難所に避難した後に必要となるものについては、災害時にすぐ持ち出せるよう、住民自身や地域であらかじめ準備しておくことが大切である。

住民自身が準備すべきもの

■ 非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておくもの

- ☐ 携帯ラジオ ☐ 非常食(カンパンなど)・飲料水
- ☐ 懐中電灯(予備の電池も) ☐ 生活用品(ライター、ナイフ、缶きり、ティッシュ、ビニール袋、歯ブラシなど) ☐ ろうそく(太くて安定のよいもの)
- ☐ 衣類(下着、上着、手袋、靴下、ハンカチ、タオルなど)
- ☐ 救急薬品(ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜きなど)

■ 家族構成によって必要なもの

- ☐ 粉ミルク ☐ 紙おむつ ☐ 生理用品
- ☐ 常備薬・お薬手帳
- ☐ 高齢者や障がい者のための準備品(介護用品など)

■ 避難時の必需品

- ☐ 雨具(カッパ) ☐ 手袋 ☐ ヘルメット(防災ずきん) ☐ 三条市豪雨災害対応ガイドブック
- ☐ 貴重品(預金通帳、健康保険証、免許証など)
- ☐ 現金

■ あると便利なもの

- ☐ 毛布・寝袋 ☐ カセットコンロ ☐ 使い捨てカイロ ☐ 割りばし
- ☐ 床に敷くシート

また、個人で使用するよりも、地域で活用することで十分な効果の得られるものとして、テント、発電機、炊き出し用かまど、食料(備蓄米など)、トランシーバー、消火器、担架、災害対応資機材などがある。必要に応じて自治会で配備を行う。



「命を守る」避難所のあり方

(2)市が備えるもの

住民や地域での準備や持ち出しが難しく、避難所への避難後すぐに必要となるものについては、優先順位を決めた上で、今後市で配備を検討する。

優先順位	品目	配備先
1	毛布	今年度配備済み(各地区別備蓄拠点)
2	保温シート	第1次・2次避難所
3	簡易トイレ	第1次・2次避難所
4	救急セット	第2次避難所 (第1次避難所には配備済み)
5	要援護者用食料	第1次避難所
6	照明器具	第1次・2次避難所 その他避難所5か所
7	発電機・ コードリール	第1次・2次避難所 その他避難所5か所
8	携帯充電器	第1次・2次避難所
9	車椅子	第1次・2次避難所
10	ブルーシート	第1次・2次避難所

「暮らしを支える」避難所のあり方

1 基本的な考え方

避難所での避難生活が長期化した場合、一般の避難者はもちろんのこと、高齢者や障がい者を含め、円滑に避難所生活を送れるような体制を検討する必要がある。

2 一般の避難者への対応



避難生活の長期化

【避難所での生活上の課題】

- ・慣れない生活でのストレス等
- ・今後の生活再建に対する不安
- ・他の避難者等との関係

一人一人が自分のことは自分ですということを基本としつつ、避難所での生活は共同生活であることから、避難所の運営業務については協力して行うことが必要

他の避難者等との円滑な関係を保ちながら、できるだけ快適に過ごすためには、どうしたらよいか…

【避難所の運営業務(例)】

情報提供、食事の配膳、物資の配付、ごみの管理、清掃、手助けを必要とする人の把握、避難者の要望の集約等

避難者の班編成、役割分担及び避難者・ボランティア・職員間のミーティング等を通じた連携により、避難所運営を円滑に行う体制を構築するための具体的な方法について、災害対応マニュアルに掲載する。



「暮らしを支える」避難所のあり方

3 特別な配慮を要する避難者への対応

災害時要援護者

- ・避難行動要支援者
- ・情報伝達要支援者

避難所での生活が困難な避難者については、個々の状態に応じて適切な支援先に振り分ける。

(介護サービス事業所等での受入れ)

その他の要援護者

※災害時要援護者に該当しないが一定の介助等が必要な高齢者、障がい者)

また、訪問系事業所から避難所へ介助人員を派遣してもらう。

■ 介護サービス事業所及び障がいサービス事業所と、施設を活用した福祉避難所の開設・受入れに関する協定の締結を検討

■ 訪問系事業所と介助人員支援に関する協定の締結を検討

【避難所での生活が困難な人の支援先をどう振り分けるか】

- 1 介護・障がいサービス利用者等は、ケアマネージャーが事業所のサービス利用も含めて対応する。
- 2 上記以外の避難者については、市福祉保健部が地域包括支援センター等の関係機関と連携し、対応する。

乳幼児・妊婦

一般の避難者と同様の対応とし、授乳やオムツ替え等必要な場合に間仕切りや別室を利用し対応する。

